

奈良県教育委員会告示第十九号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年二月十九日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

一 廃止する指定技能教育施設の名称及び所在地

学校法人辰巳学園 奈良情報経理高等専修学校（奈良市法蓮町七の二）

二 廃止の時期

令和三年二月二十四日